

資

料

平成28年6月定例県議会日程

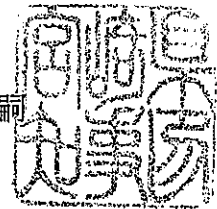
17日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考
6. 6	月	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
7	火	休 会	(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
8	水			
9	木	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30
10	金			
11	土	休 会	(閉 庁 日)	
12	日			
13	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00
14	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
15	水			議会運営委員会 9:30
16	木	休 会	常 任 委 員 会	
17	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
18	土			
19	日			
20	月			特 別 委 員 会
21	火		(議 事 整 理)	
22	水	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1097
平成28年6月6日

宮崎県議会議長 星原透 殿

宮崎県知事 河野俊 嗣



議案の送付について

平成28年6月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

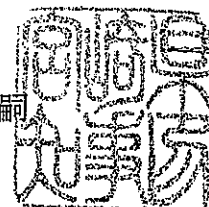
- 議案第1号 平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 第7次宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について
- 議案第12号 宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について
- 議案第13号 公安委員会委員の任命の同意について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

215-1103
平成28年6月9日

宮崎県議会議長 星原透 殿

宮崎県知事 河野俊嗣



議案の送付について

平成28年6月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第14号 平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）

(文書取扱 財政課)

一般質問時間割

6月9日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	松村 悟郎	10:00～11:00	
2	県民連合宮崎	井上紀代子	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	後藤 哲朗	13:00～14:00	
4	県民連合宮崎	田口 雄二	14:00～15:00	

6月10日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	二見 康之	10:00～11:00	
6	愛みやぎ	有岡 浩一	11:00～12:00	休憩
7	自由民主党	野崎 幸士	13:00～14:00	
8	県民連合宮崎	岩切 達哉	14:00～15:00	

6月13日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	公明党	新見 昌安	10:00～11:00	
10	県民連合宮崎	高橋 透	11:00～12:00	休憩
11	公明党	重松幸次郎	13:00～14:00	
12	日本共産党	前屋敷恵美	14:00～15:00	

6月14日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	自由民主党	中野 廣明	10:00～11:00	
14	自由民主党	日高 陽一	11:00～12:00	休憩
15	県民連合宮崎	太田 清海	13:00～14:00	
16	自由民主党	坂口 博美	14:00～15:00	

6月15日（水）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
17	自由民主党	丸山裕次郎	10:00～11:00	
18	自由民主党	島田 俊光	11:00～12:00	休憩
19	無所属の会	西村 賢	13:00～14:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内（質問取扱要領）

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	旅館業法施行条例の一部を改正する条例		可決			
第8号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第9号	警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例					可決
第10号	公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例					可決
第11号	第7次宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について				可決	
第12号	宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について				可決	
第14号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)	可決		可決		
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 宮崎県税条例の一部を改正する条例	承認				

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第3号	所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願	継続				
第5-1号	介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練(委託訓練)制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願		継続			
第6号	高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願	継続				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成28年6月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第3号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>請願第6号 高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	<p>請願第5-1号 介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願</p> <p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	6月22日・可 決
〃 第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	旅館業法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	第7次宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について	〃
〃 第12号	宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について	〃
〃 第13号	公安委員会委員の任命の同意について	6月15日・同 意
〃 第14号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	6月22日・可 決
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月22日・承 認
議員発議案 第1号	国土強靱化対策の推進を求める意見書	6月22日・可 決
〃 第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃 第3号	次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直しに関する意見書	〃

議 員 発 議 案 等

国土強靱化対策の推進を求める意見書

平成 7 年に阪神・淡路大震災が発生したのをはじめ、平成 16 年には新潟県中越地震、平成 23 年には東日本大震災、本年には熊本地震が発生するなど、近年、大規模な地震や津波、局地的集中豪雨等といった自然災害による被害が発生しており、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。

また、将来発生が予想される南海トラフ地震等への懸念も強まっており、様々な災害リスクから住民の生命・財産を守り、我が国の経済社会活動を将来にわたって維持、発展させるには、防災・減災を柱とする強靱な国土づくりを加速させなければならない。

本県においても、甚大な被害が想定される南海トラフ地震等大規模災害の発生に備えた、防災・減災対策等様々な対策の推進をはじめ、国土強靱化地域計画の策定にも取り組んでいるところであるが、これらの災害が発生すれば、その規模が大きく、被害が広域化・長期化する状況にあることから、一地域での対応・対策には限界があると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、これらの状況を踏まえ、積極的かつ迅速に強靱化対策に取り組む必要があるため、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金における国土強靱化及び地方創生に資する本県の社会資本整備に必要な予算を確保すること。
- 2 国と地方が一体となり防災・減災を柱とする国土強靱化を進めなければならないことから、その地方負担に対する財源措置等の拡充を図ること。
また、緊急防災・減災事業債の恒久化、交付金事業等の地方負担分への充当が可能となるよう制度を見直すこと。
- 3 近年の自然災害の動向に対応できるよう、道路・河川・砂防・治山・港湾・海岸・公園・下水道事業等の防災・減災対策を重点的、計画的に講ずること。
- 4 公共交通機関の脆弱な本県にとって、移動手段を自動車に依存する割合は極めて高く、高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消を基軸とした道路ネットワークの整備促進は、震災等の災害対策としても喫緊の課題であるため、必要な予算の安定的な確保を図ること。
- 5 大規模災害が発生した場合、地方自治体が財政面で安心感をもって復旧・復興に取り組んでいくために、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げ等の財政措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置等、財政負担等に係る特別な立法措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 22 日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 財 総 国 内 内 国	議 議 閣 務 土 閣 土	院 院 總 務 交 官 府 強	議 議 理 大 大 通 房 命 担 担	長 長 臣 臣 臣 官 大 大 大 大	(防 災)	大 島 山 崎 安 倍 麻 生 高 市 石 井 菅 河 野 加 藤	理 森 正 昭 晋 三 太 郎 早 苗 啓 一 義 偉 太 郎 勝 信	殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
---	---------------------------------	--------------------------------------	--	--	----------	---	--	--

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行など、新たな政策課題に直面している。

これらに対応する人材確保と、それに見合う地方財政確立は急務であるが、社会保障と地方財政に対する歳出削減に向けた議論も進められており、特に、今年度から導入された地方交付税の「トップランナー方式」は、民間委託を前提として地方交付税算定を行うなど、地方財政全体の縮小を目的としたものとなっている。「インセンティブ改革」の名のもとに導入されたこの制度は、地方交付税制度を利用した政策誘導であり、客観的・中立的であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

財政再建のみを目標とした対応は、国民生活に不可欠な公共サービスの提供を困難とし、国民生活と地域経済へ深刻な影響をもたらすと考えられる。

よって、2017年度の地方財政計画の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすため、下記の対策を講じるよう求める。

記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、各自治体における違いを無視した算定を行うものであり、廃止すること。
- 4 地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図るため、自治体の新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月22日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

議員発議案第3号

次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直しに関する意見書

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直し等を検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具の貸与、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具貸与は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

仮に軽度者に対する福祉用具貸与、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具貸与、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として骨太の方針の介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがある。

よって、次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月22日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿
参	議	院	議	長	山	崎	正	昭	殿
内	閣	総	理	大	安	倍	晋	三	殿
財		務	大	臣	麻	生	太	郎	殿
厚	生	労	働	大	塩	崎	恭	久	殿
内	閣	官	房	長	菅		義	偉	殿
社会	保障	・	税	一体	改革	担当	大臣	石	原
								伸	晃

請 願 一 覽 表

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	平成27年11月30日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮商連婦人部協議会 会長 村上 美智子 (署名 1,794筆)		
請願の件名	<p>所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>【請願の趣旨】</p> <p>私たち宮商連婦人部協議会は、県内の自営商工業の女性事業主や家族従業者で構成する団体です。業者婦人の社会的・経済的な地位向上を求め、「所得税法第56条を廃止し、1人の人間としての働き分（給料）を正當に認めて」と運動を続けています。</p> <p>所得税法第56条は、事業主と共に働く配偶者やその家族（主に妻や息子、娘）がどんなに長時間働いても、税法上その働き分を経費に算入することができず、事業主の所得から年間で最高86万円のみ（配偶者以外は50万円）控除される制度で、1人の人間として人格を認めない差別的な法規です。中小業者の多くが加入する国民健康保険には休業補償や出産手当もありません。</p> <p>世界の主要国では、「家族従業者の働き分は経費に算入する」ことが常識です。</p> <p>これまでの私たちの運動で、「働いた事実に対して対価を支払うのは当然」という世論が広がり、「56条を廃止し、家族従業者の働き分を認めよ」と、全国で416の自治体はその旨の意見書を国に対し提出しています（今年10/1時点）。</p> <p>第176国会では、当時の財務副大臣が「家族従業者の対価をどう保障するか考えたい」、経産相は「56条は見直す意義がある」と答弁しています。</p> <p>つきましては、別紙の意見書案にも深くご理解をいただき、宮崎県議会で意見書を採択していただきますようお願い申し上げます。</p>		
紹介議員	来住 一人 満行 潤一 前屋敷 恵美		

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第5-1号	受理年月日	平成27年11月30日
請願者 住所・氏名	宮崎市田野町甲1556番地1 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会員 九州ブロック協議会 役員 宮崎県介護福祉士養成校連絡会 幹事校 学校法人東洋学園 宮崎医療管理専門学校 理事長 内田 安信		
請願の件名	介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願 【請願の要旨】 急速な高齢化の進展等に伴い、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大し介護関係業務に係る労働力の需要が増大する一方、生産年齢人口の減少や他分野への人材流出等の中で質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保・資質の向上が不可欠となっています。 現在、介護福祉士養成施設（以下、「養成施設」とする）への入学者の減少傾向は歯止めがかからず、養成施設の定員に対する充足率は50%（離職者訓練制度による受入者を除くと40.8%）と近年では最も低い数値となっており、課程の廃止や入学生の募集停止を余儀なくされている養成施設も少なくありません。介護福祉士養成施設協会としては大々的な啓発や学校訪問等の活動、介護の日のイベントなどにより、環境改善のための努力をしておりますが、このままでは、施策や社会の要請に答えていくことは困難になることが予想されます。 つきましては、養成施設において、今後とも国民の要請、政策課題に応え、専門性をより一層高め、質の高い介護福祉士を養成して、社会に安定的な供給を図り、これにより国民の安心・安全、介護に要する費用の節減等社会貢献を図っていくことが必要であることから、下記の通り、介護人材養成と確保のための大きな魅力となっている介護福祉士等修学資金貸付制度の強化、入校生の学習意欲も高く修了生の就職先での評価も得ている介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数拡大の実現のため、意見書を国に提出されるよう願うものであります。		
記			

【請願事項及び理由】

介護福祉士等修学資金貸付制度の全額国庫負担実施について

この貸付制度は、入学者の経済的負担の軽減を図ることで、介護福祉士養成施設への入学を志す者にとっての魅力となっています。またこれによって優秀な人材が確保され、介護サービスの質の向上の大きな要因ともなっております。一方、急速な高齢社会に伴う介護ニーズへの対応のため「地域包括ケアシステム」の構築が図られていますが、これには体系的な教育のもとで知識・技術を修得し他職種と連携できる介護福祉士が求められています。このようなことから、これら介護人材の養成は国家的事業として推進する必要があると考えられるため、全額国庫負担で実施することをお願いしたい。

紹介議員

重松 幸次郎 清山 知憲 日高 陽一 函師 博規
前屋敷 恵美

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第6号	受理年月日	平成28年2月29日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 713筆)		
請願の件名	<p>高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願</p> <p>請願項目と趣旨</p> <p>私学助成を増額して学費と教育条件の公私格差を解消してください。</p> <p>公立高校の授業料が無償となり私立高校にも平成22年度より月額9900円の就学支援金が給付されるようになって喜んだのも束の間、昨年度（平成26年度）からは条件に所得制限が設けられ、高校現場は混乱しています。</p> <p>そもそも、県立高校に比べて私立高校は授業料以外の学校納付金が格段に高く、保護者の大きな負担となっています。</p> <p>例えば、県立高校の入学金が5,650円であるのに対し、私立高校は約10～14万円です。さらに私立高校の場合、入学時に払う「特別施設費」が2～7万円にも上ります。制服・カバン等にかかる費用も高く、公立が6～7万円代であるのに対し、私立は7～9万円代です。父母は入学時に一度に支払わなければならない金額は、ゆうに30万円を超えるのです。（公立は約14万円）</p> <p>さらに、スクールバスや寮費などの必要なケースも多く、経済的理由で進路の選択肢から外されてしまうのです。</p> <p>調理科や看護科等、私立高校には、県立にはない特色をもった学科があり、子どもたちは将来の職業選択に向けて真剣に進路を考えます。そのときに、家庭の経済状況次第で初めから門が閉ざさるということがあってよいのでしょうか。</p> <p>子どもたちがお金の心配なく学べるように、私立高校の保護者負担を県立高校並みに近づけていくための、私学助成増額を講じてください。</p>		
紹介議員	満行 潤一 前屋敷恵美 来住 一人		

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月6日	月	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（後藤哲朗議員、河野哲也議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第13号、報告第1号上程 知事提案理由説明
6月7日	火	休 会	(議案調査)
6月8日	水		
6月9日	木	本 会 議	議案第14号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（松村悟郎議員、井上紀代子議員、後藤哲朗議員、 田口雄二議員）
6月10日	金		一般質問（二見康之議員、有岡浩一議員、野崎幸士議員、 岩切達哉議員）
6月11日	土	休 会	(閉庁日)
6月12日	日		
6月13日	月	本 会 議	一般質問（新見昌安議員、高橋 透議員、重松幸次郎議員、 前屋敷恵美議員）
6月14日	火		一般質問（中野廣明議員、日高陽一議員、太田清海議員、 坂口博美議員）
6月15日	水		一般質問（丸山裕次郎議員、島田俊光議員、西村 賢議員） 採決（議案第13号）（同意） 議案委員会付託
6月16日	木	休 会	常任委員会
6月17日	金		
6月18日	土		(閉庁日)
6月19日	日		
6月20日	月		特別委員会
6月21日	火		(議事整理)
6月22日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第2号、第7号、第8号、第11号、第12号、報告 第1号に反対）（来住一人議員）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月22日	水	本 会 議	採決（議案第2号、第7号、第8号、第11号、第12号及び報告第1号）（可決または承認） 採決（議案第1号、第3号～第6号、第9号、第10号及び第14号）（可決） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第3号追加上程、採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 星 原 透

宮 崎 県 議 会 副 議 長 宮 原 義 久

宮 崎 県 議 会 議 員 後 藤 哲 朗

宮 崎 県 議 会 議 員 河 野 哲 也